

## 第20回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年1月21日(月) 午後4時00分から午後4時30分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員 (15名)

会長	15番	八木澤寛夫		
委員	1番	渡邊好雄	2番	鈴木英子
	3番	福田英一	4番	君島道夫
	5番	石塚英好	6番	阿久津正一
	7番	山口榮一	8番	佐藤喜久男
	9番	平久井順一	10番	大森克則
	11番	渡邊幸史	12番	町野位夫
	13番	齋藤典子	14番	渡邊浩正

4 欠席委員

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (5) 農用地利用集積計画に係る意見決定について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	大谷津 敏美智
副主幹	高塩 康幸
主事	湯田 美貴

8 会議の概要

八木澤会長

本日は、ご苦労さまです。

本総会の出席委員は15名で定足数に達しておりますので会議は成立いたします。それでは、ただいまから第20回矢板市農業委員会総会を開催いたします。

議長  
(八木澤会長)

これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題といたします。

会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。

(議長一任の声有り)

議長

ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。それでは、6番阿久津委員、8番佐藤委員を指名しますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声有り)

議長

異議なしと認め、6番阿久津委員、8番佐藤委員を議事録署名委員とします。

続いて、付議事件(2) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

議長

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を、当番班第3班、班長10番 大森委員にお願いします。

10番大森委員

本日、午前10時から、委員4名、事務局3名の計7名で、農地法3条3件、4条1件、5条3件の計7件の現地調査を実施いたしました。詳細については、各当番委員が報告します。

何ら問題ないと見て参りましたので、ご審議の程をよろしく願いいたします。

議長

現地調査の総括的な報告が終わりました。

次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、1番渡邊好雄委員にお願いいたします。

1番渡邊好雄委員

1番渡邊です。現地案内図の1ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

申請人と譲渡人は賃貸契約を結んでる方でございます。経営移譲して息子さんの名前になっておりますが、活発に農業をされている方なので問題ないかと思っております。慎重審議をお願いいたします。

議 長

次に議案第2号の現地調査の詳細な報告を、1番渡邊好雄委員をお願いいたします。

1番渡邊好雄委員

1番渡邊です。現地案内図の2ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

申請人と譲渡人は直近の農業委員会で非農地をやった経緯があります。その中の流れで、申請地は実際は譲受人が耕作しておりますのでなんら問題ないかと思っておりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

議 長

次に議案第3号の現地調査の詳細な報告を、11番渡邊幸史委員をお願いいたします。

11番渡邊幸史委員

11番渡邊です。現地案内図の3ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

譲渡人は現在市内ではありますが、別の所に住んでおります。申請地の近くには河川があり、通常の水田より手がかかると思われますので、適切に維持管理していただけるということでなんら問題無いと見て参りました。慎重審議をお願いします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第1号から第3号について質疑意見等求めます。

議 長

原案のとおり決定してよろしいかお諮り致します。

( 異議なしの声有り )

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件(3) 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

( 議案書により説明 )

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第4号の現地調査の詳細な報告を、10番大森委員をお願いいたします。

10番大森委員

10番大森です。現地案内図の4ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

申請地の南側にはイチゴハウスが建っております。事務局からもご説明があったとおりで何ら問題ないと見て参りました。慎重審議の程をよろしくお願いいたします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第4号について、質疑意見等を求めます。

5番石塚委員

申請地の地積が3,550のうち1,370と2,887のうち421となっておりますが、分筆しているのでしょうか。

事務局

分筆の予定はないのですが、前回の転用の関係で測量はしています。申請地の周りが駐車場なのですが、その転用の際の面積の残置です。内川沿岸土地改良をした時の座標が存在しておりますので、面積については問題ないです。

議 長

他にございますか。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件(4) 議案第5号から第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

( 議案書により説明 )

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第5号の現地調査の詳細な報告を、10番大森委員にお願いいたします。

10番大森委員

10番大森です。現地案内図の5ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

周りがほとんど宅地で宅地を推進している地域なのでやむを得ないと見て参りました。慎重審議をお願いいたします。

議 長

次に議案第6号の現地調査の詳細な報告を、10番大森委員にお願いいたします。

10番大森委員

10番大森です。現地案内図の6ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

親子間で贈与ということでもなんら問題ないと見て参りましたので、慎重審議をお願いいたします。

議 長

次に議案第7号の現地調査の詳細な報告を、11番渡邊幸史委員にお願いいたします。

11番渡邊です。現地案内図の7ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現在、何も利用されておりませんのでなんら問題ないと思います。  
慎重審議の程をよろしく願いいたします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。  
それでは議案第5号から第7号について、質疑意見等を求めます。

議 長

無ければ原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

( 異議なしの声あり )

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。  
続いて、付議事件(5)議案第8号から第68号 農用地利用集積計画  
に係る意見決定について議題に供します。

議 長

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

( 議案書により事務局説明 )

議 長

事務局の説明が終わりました。  
それでは、議案第8号から第68号について、質疑・意見等を求め  
ます。

4番君島委員

議案番号44号で利用権の種類が2つ入っているのはどういうことな  
のでしょうか。

事務局

不成形で管理だけしてくれていけばいいという所は使用貸借権で0円  
になっています。

9番平久井委員

議案34号と35号の借賃は物納ではなくて現金だと思うのですが。

事務局

後で確認をしておきます。

5番石塚委員

設定期間が9年11ヶ月とか4年11ヶ月とか、全て1年を切ってい  
るのはどういうことでしょうか。

事務局

継続の人が忘れてたとか、新たに契約を結んだとかで契約始期が2月1日  
の人達なので1年を切ってしまいこのようになっています。

議 長

他にございますか。

議 長

無ければ異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

( 異議なしの声あり )

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の審議事項を終了することができました。

その他の事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局

・矢板市農作業標準賃金について

・矢板市農業委員会だよりについて

議 長

ただいまの事務局の説明について質問があれば挙手願います。

無ければ以上持ちまして、第20回農業委員会総会を閉会いたします。

皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長

八木澤 寛夫

議事録署名委員

阿久津 正一

議事録署名委員

佐藤 喜久男